

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	後期高齢者医療関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

銚子市は、後期高齢者医療関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉県銚子市長

公表日

令和6年9月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療関係事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、後期高齢者医療保険に関する以下の事務を行う。 ・後期高齢者医療保険の被保険者の資格に係る事務 ・後期高齢者医療保険の保険給付に係る事務 ・広域連合で決定された年間保険料を基にした保険料(期割)の賦課 ・後期高齢者医療保険料の徴収及び還付等に係る事務 ・後期高齢者医療保険料の滞納整理に係る事務
③システムの名称	千葉県後期高齢者医療広域連合電算処理システム、MCWEL後期高齢者医療システム、番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表 85の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	銚子市市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	銚子市総務課総務室政策法務班 〒288-8601 千葉県銚子市若宮町1番地の1 0479-24-8190(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	銚子市市民課保険年金室後期高齢者医療班 〒288-8601 千葉県銚子市若宮町1番地の1 0479-24-8958(直通)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I. 5. ① 部署	銚子市総務市民部保険年金課	銚子市市民課保険年金室	事後	
平成30年4月1日	I. 5. ② 所属長	保険年金課長 大森 康正	市民課長 宮内 伸光	事後	
平成30年4月1日	I. 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	銚子市総務市民部総務課政策法務班 千葉県銚子市若宮町1番地の1	銚子市総務課総務室政策法務班 千葉県銚子市若宮町1番地の1	事後	
平成30年4月1日	I. 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	銚子市総務市民部保険年金課後期高齢者医療班	銚子市市民課保険年金室後期高齢者医療班 千葉県銚子市若宮町1番地の1	事後	
平成30年4月1日	II. 1. 対象人数	いつ時点の計数か 平成27年8月20日	いつ時点の計数か 平成30年4月1日	事後	
平成30年4月1日	II. 2. 取扱者数	いつ時点の計数か 平成27年8月20日	いつ時点の計数か 平成30年4月1日	事後	
平成31年4月1日	II. 1. 対象人数	いつ時点の計数か 平成30年4月1日	いつ時点の計数か 平成31年4月1日	事後	
平成31年4月1日	II. 2. 取扱者数	いつ時点の計数か 平成30年4月1日	いつ時点の計数か 平成31年4月1日	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策		1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 2. 特定個人情報の入手 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5. 特定個人情報の提供・移転 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の保管・消去 8. 監査 9. 従業者に対する教育・啓発	事後	
令和4年3月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供の根拠> 番号法第19条第7号 別表第二 (1、80、83の項) <情報照会の根拠> 番号法第19条第7号 別表第二 (82の項)	<情報提供の根拠> 番号法第19条第8号 別表第二 (1、80、83の項) <情報照会の根拠> 番号法第19条第8号 別表第二 (82の項)	事後	番号法改正(号の繰り下げ)による
令和6年2月6日	II. 1. 対象人数	いつ時点の計数か 平成31年4月1日	いつ時点の計数か 令和6年1月10日	事後	保護評価の再実施による
令和6年2月6日	II. 2. 取扱者数	いつ時点の計数か 平成31年4月1日	いつ時点の計数か 令和6年1月10日	事後	保護評価の再実施による
令和6年9月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	千葉県後期高齢者医療広域連合電算処理システム、MCWEL後期高齢者医療システム	千葉県後期高齢者医療広域連合電算処理システム、MCWEL後期高齢者医療システム、番号連携サーバー、中間サーバー	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表第一の59の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第46条	・番号法 第9条第1項 別表 85の項	事後	
令和6年9月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供の根拠> 番号法第19条第8号 別表第二 (1、80、83の項) <情報照会の根拠> 番号法第19条第8号 別表第二 (82の項)	<情報照会の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項	事後	